

資料 2

府中市自然環境調査員会議要綱

平成28年11月11日

要綱第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自然環境及び生物多様性の保全について、自然環境調査員が意見の交換等を行うため、府中市自然環境調査員会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自然環境調査員」とは、市内の自然環境及び生物多様性の保全に関する活動を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が認めたものとする。

(1) 公募による市民

(2) 市内で活動する自然保护団体等からの推薦による者

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について、意見の交換等を行うものとする。

(1) 市内の動植物の生息状況その他の自然環境の把握に関する事項

(2) 自然環境及び生物多様性の保全のための普及活動に関する事項

(出席者)

第4条 市長は、自然環境調査員15人以内に対し、会議への出席を求めるものとする。

(意見交換等の方法)

第5条 会議における意見交換等は、市長が指定する日に行うものとする。

2 会議における意見交換等を主宰する者は、生活環境部環境政策課の職員とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。